

第2章 取引審査

第1 概 説

1 取引審査の意義

取引審査は、証券会社等から有価証券の売買取引等に関する詳細な報告を求め、又は資料を徴取して、日常的な市場監視を行う業務であり、証券取引等の公正確保を図ることを目的とするものである。

その実施に当たっては、自主規制機関である証券取引所、証券業協会等の市場監視部門と、定期的又は随時に必要な情報交換を行うとともに、事実関係に関する照会を行うなどの緊密な連携を図っている。

審査の結果、問題が把握され、さらに深度ある調査を必要とする事案については、臨店等による検査を実施する等、一層の問題の究明を行うこととしている。

取引審査業務は、①市場全体の動向をほぼリアルタイムに把握しながら、②価格の大幅な変動や重要な情報の発生した有価証券の各銘柄を単位として監視するものであり、③同時に複数の取扱証券会社を対象として、④臨店することなく、機動的・横断的に資料を取り寄せる方法により委員会の事務室内で行われる点に特徴がある。

取引審査は、以下の条文によって大蔵大臣から委任された報告・資料の徴取権限に基づいて行っている。

証券会社及び証券会社の親銀行等	(証取法 第56条)
証券業務の認可を受けた金融機関	(証取法 第66条)
証券業協会	(証取法 第79条の15)
証券取引所	(証取法 第154条の2)

外国証券会社国内支店及び特定金融機関(外証法 第21条の2)	
金融先物取引所及びその会員	(金先法 第52条の2)
金融先物取引業者	(金先法 第77条の2)
金融先物取引業協会	(金先法 第90条の2)

2 取引審査の視点

取引審査は、不公正な取引の未然防止という観点から、①市場仲介者として一般の投資者より重い責務を負う証券会社等がどのように関与していたか、②それらの関与が証取法等の法令に触れるものではなかったか、③証券取引所等の自主規制機関が有効に市場監視の機能を果たしているかなどに着目して実施している。

第 2 取引審査実績

1 審査件数

本公表の対象期間における審査件数は、以下のとおりである。

① 価格形成に関して審査を行ったもの	154件
② 内部者取引に関して審査を行ったもの	12件
③ その他の観点から審査を行ったもの	4件

また、監視委員会、財務局等のそれぞれの審査件数は、以下のとおりである。

監視委員会	75件
財務局等	95件

2 取引審査の概要

審査案件については、証券市場の全般的な不振の中で、株式を大量に買い集める等のいわゆる「仕手筋」の活動が一時期に比べ沈静化していることなどから、大規模、長期間の案件は少なく、小規模

な案件が多くなっている。

取引審査の実施に当たっては、①企業が転換社債等を発行する際の転換価格等の算定日前後（ファイナンス期間）の株価動向、②企業の決算期日前後の株価動向、③対当売買執行前後の株価動向、④株価形成に重大な影響を及ぼす情報が発生した銘柄の売買状況、⑤一般から寄せられる様々な情報などを重要なポイントとしており、具体的な審査事例としては以下のようなものがあった。

- (1) A発行会社の新株引受権付社債の権利行使価格算定日において、株価の大幅下落後に急上昇がみられ、ファイナンスを実行するための株価操作の疑念が持たれたもの
- (2) B事業会社の決算期末において、全般的な市況下落の中で同社が保有する甲株式の株価が上昇し、決算対策のための株価操作の疑念が持たれたもの
- (3) C発行会社は、業績予想の下方修正等重要事実の公表を行ったが、公表前に同社の取締役が自社株を売却しており、内部者取引の疑念が持たれたもの

審査の結果としては、問題がなかったことを確認するものが多かったものの、その審査活動を通じて問題となるような取引に対しての直接的又は間接的な抑止力として機能している。